

還付金詐欺に注意を！

先日、熊本南署管内にお住いの家に、「国民年金の還付金がある」と電話があり、その後ATMでお金を送金させられる還付金詐欺の被害が発生しています。電話がかかってきたら、家族や警察に相談して下さい。

(還付金詐欺の特徴)

- ★市役所職員を名乗る者から介護保険や国民年金保険の還付金があると電話がある。
- ★口座の金融機関のATMに誘導する。
- ★金融機関に着いたら、指定した電話番号に電話させ、還付金の手続きと偽って、お金を犯人の口座に送金させる。

ATMで還付金は受け取れません



訪問販売～知っ得情報～です。是非覚えておきましょう。

昼間一人でいることの多い高齢者を、悪質な訪問販売業者が狙っています。高齢者の健康や暮らしの不安に付け込んで強引に契約させようと、いろいろな手口で近づきます。契約書面を受け取って8日以内であれば、クーリング・オフができますが、その期間を過ぎてしまうと単に高齢者というだけでは無条件で契約を解除することは難しいので注意が必要です。しかし、訪問販売はトラブルが多いため、「特定商取引に関する法律」で様々な規制がされています。訪問販売業者が消費者を勧誘する際、商品等の内容、効果、対価などや契約の動機となる事項、その他消費者の判断に影響を及ぼす重要事項等について、①事実と異なる内容を告げること、②重要な事項を故意に告げないことが禁止されており、そのことが原因で消費者が事実を誤認し契約した場合は、6か月以内なら取り消すことができます。

相談窓口

熊本市消費者センター 096-353-2500 (月～金・土日祝と年末年始除く 9:00～17:00)

熊本県消費生活センター 096-383-0999 (月～金・土日祝と年末年始除く 9:00～17:00)

被害に遭ってしまった場合は管轄の警察署への相談が必要になります。

訪問販売 実際の被害事例です！！

「事例1」…業者が「近所でシロアリが大発生している」という事実と異なる情報を流したことにより、消費者が「自分の家でもシロアリ駆除が必要だ」と誤認して契約した場合、上記の①に該当すると言えます。



「事例2」…「家の四隅の柱がゆがんでいる」という事実と反した説明により消費者が「ロープ補強が必要だ」と誤認して補強の契約をした場合①に該当すると言えます。しかし、不適切な勧誘方法があったかどうかを相談者が説明しなくてはならないので、これによる取り消しは、容易ではないのが現状です。

